

# 「税務システム等標準化検討会法人住民税ワーキングチーム（WT）」

## 第8回機能要件 WT 議事概要

日時：令和4年2月8日（火）10：00～12：00

場所：WEB開催

出席者（敬称略）：

（構成員）

葛原 明子	東京都主税局課税部 法人課税指導課 法人事業税統括 課長代理
齋藤 学	浜松市財務部 市民税課 副主幹 係長
萩之内 きよみ	神戸市行財政局税務部 法人税務課 法人市民税担当 係長
熊谷 亜由美	飯田市 総務部税務課諸税係 主査
本山 政志	埼玉県町村会 情報システム共同化推進室 室長
高澤 尚良	地方税共同機構 システム部運営管理グループ 課長補佐
吉本 明平	一般財団法人 全国地域情報化推進協会（APPLIC） 企画部担当部長
三木 浩平	総務省デジタル統括アドバイザー
前田 みゆき	デジタル庁プロジェクトマネージャー

（当日欠席）

大塚 樹里子	前橋市財務部 市民税課 主任
佐々木 伸二	三鷹市 市民部市民税課税務管理係 主査
小林 佑輔	三条市 総務部税務課 係長
近藤 直宏	豊橋市 財務部市民税課 主査
安岡 真弓	南国市 税務課 課長補佐

（総務省）※本 WT 事務局

原 敏博	総務省 自治税務局都道府県税課 直税第一係係長
寺崎 なつ美	総務省 自治税務局都道府県税課 総務事務官
尾川 真毅	総務省 自治税務局都道府県税課 総務事務官

### 【議事次第】

1. WT 議題及び実現性評価に関するご説明
2. 実現性評価を踏まえた機能要件の見直しについて
3. 法改正に係る機能要件の改訂について

【意見交換（概要）】

（議題 1）WT 議題及び実現性評価に関するご説明

資料 1：地方税システム標準仕様書【第 1.0 版】に関する実現性評価 概要

資料 3：地方税システム標準仕様書【第 1.0 版】に関する実現性評価 実施要領

■実現性評価の趣旨と WT で検討を行う事項について

- 総務省より実現性評価の趣旨と実施要領、実現性評価の結果を踏まえて検討する本 WT の趣旨について御説明した。  
→ （WT 構成員より意見無し。）

（議題 2）実現性評価を踏まえた機能要件の見直しについて

資料 2：機能要件 法人住民税 実現性評価後の対策方針（案）

■機能要件 1.1.7. 法人基本情報管理

- 事業者による実現性評価の結果、5社中3社が未対応の状況である。現在は「法人課税信託の引受けを行う個人についても区別して管理ができること。」と定義しているが、未対応の1社においては、法人税割のみ課税となる法人課税信託の引き受けを行う個人についても取り扱っていない状況が確認できた。また、受託者が個人ではないケースも想定し得るため、「引受けを行う個人」の記載を「受託者」として改める。同社は、2025年までの実装に際しても、項目の設定内容の変更による影響が大きいことから本要件の実現性について疑義を付している状況である。この結果を踏まえて、本要件の記載内容のうち「法人課税信託の受託者についても区別して管理できること。」に限っては、通常版及び限定機能版（仮称）の双方にて、実装してもしなくても良い機能へ緩和したく考えている。（事務局）
- なお、I市からは実装すべき機能にすべきとのご意見を頂戴している。事務局としても本要件の緩和を検討するに際しては、業務上の代替運用（運用面における実現性）を確保した上で、実装してもしなくても良い機能として定義する想定である。仮にベンダが本機能を実装しなかった場合にも、業務運用で本機能を代替できるかについて確認したい。（事務局）
  - 当団体では法人課税信託に該当する納税者が存在しないと思われる。（F市）
  - 当団体でも該当なしである。（E市）
  - 該当があるが、宛名管理システム内の納税管理人登録箇所に受託者を登録しており、法人台帳上で専用機能による登録管理をしている訳では無い。（K市）
  - K市におかれては、申告が生じた際には、何らかのチェックを実施しているか。（事務局）
  - システム的にエラーチェック等を設けていないが、業務運用上の支障は生じていない。（K市）
  - 該当なしの団体が多く、またK市にて業務運用での代替可能性を確認できたので、本要件は実装してもしなくても良い機能とする。（事務局）

■機能要件 1.1.8. 法人基本情報管理

- 機能要件 1.1.7. の緩和に伴い、本要件も同旨の緩和を実施する。（事務局）

■機能要件 2.2.3. 訂正・削除

- 事業者による実現性評価の結果、5社中2社が未対応の状況である。現在の機能要件では、下記の要件

を定義している。

- ①最新の申告書を訂正する機能
- ②最新の申告書を削除する機能
- ③最新の申告書を訂正、削除した際に、収納管理システムへ連携して調定額を訂正する機能

未対応の事業者2社からは、これ以外に「④月次調定締め後は申告書の削除を制御する機能」を実装しているため、標準仕様書の機能定義だけでは、②と④が競合することを懸念するご意見を頂戴している。

上記を整理すると、現時点では「④月次調定締め後は申告書の削除を制御する機能」という②の上乗せ機能が考慮されていない状態のため、通常版及び限定機能版（仮称）の双方にて、実装してもしなくても良い機能に「・調定締め処理を行える機能を有し、調定締め後は対象申告の削除を制御できること。」を追加したく考えている。ご懸念若しくはご意見があれば頂戴したい。（事務局）

→（WT 構成員より意見無し。）

→ 特にご懸念は無いと承る。上記の修正を機能要件に反映した上で、後ほどWT 構成員の皆様へ送付させていただくため、疑義が生じれば改めてご意見いただく。（事務局）

### （議題3）法改正に係る機能要件の改訂について

資料2：機能要件 法人住民税 実現性評価後の対策方針（案）

別紙：通算制度移行に伴う仕様書の修正点

○ 通算法人に係る中間申告への対応は、システムで実装することでどの程度の費用対効果があるか不明なため、別紙にて以下のいずれの案とするか、その理由も含めてご回答をお願いした次第である。

- ①実装不要
- ②実装してもしなくても良い機能

これについて、回答状況は以下のとおりである。

- ①実装不要・・・2団体
- ②実装してもしなくても良い機能・・・5団体
- 意見なし・・・3団体
- 未回答・・・1団体

また、多数の団体において、法改正に伴う改修対応及び運用方法について未定である状況を認識した。一方で、想定する運用方法としてA市より「通算法人への予定申告の案内時に、別途税額算出について注意喚起する文面を差し込むことなどが考えられる。」といったご意見を頂戴した。（事務局）

→ 事前に「対応可能な範囲内で発送処理やプレ印字の対応は必要と考える。」と回答した趣旨としては、業務運用面で補う状況を想定し、中間申告まで3～4月の期間的猶予があれば発送が可能となるため、これに対応できれば理想的であると考えての意見であった。現行の運用では、連結納税の届出も提出いただいているため、発送のタイミングに合わせて入力している。（E市）

→ E市と同様に届出を依頼しているが、システム的に対応しておらず情報が少ないため、手作成で対応することもあれば、申告書自体を送付できない大規模法人であれば専用紙を送付して対応して

いるのが実情。今回の標準仕様においても、システム的に対応することが難しいと思料している。(K市)

→ 連結納税の届出を依頼していない市町村があればご意見を頂戴したい。(事務局)

→ (WT 構成員より意見無し。)

→ 法人から届出があれば当該届出により確認ができつつも確定申告が間に合わないという課題があるが、システム上で中間申告の義務の有無を判定する時点までに確定申告が判明していれば対応できる状況は確認できた。概ねのWT 構成員より、②実装してもしなくても良い機能として対応すべきというご意見を頂戴しているので、②を念頭に置きつつ、プレプリントでの対応可能性を費用対効果等の観点から APPLIC に確認しつつ継続して検討させていただく。(事務局)

以上